

IV-3 第三者による委員会設立・運営方法について

徳島大学	正会員	○滑川 達
徳島大学	正会員	山中 英生
国土交通省	正会員	本田 肇
NPO 法人コモンズ	非会員	喜多 順三
積水ハウス	非会員	村上 香奈

1. はじめに

近年、我が国の公共事業においては、合意形成業務の重要性・必要性が従来にも増して強く認識されている。特に、具体的な参加の場となる委員会やWS等の「メンバー構成」や「取り上げる議題」などの決定プロセスの透明性・妥当性・公正性を十分に担保しておかなければ、委員会が感情的な紛争に陥ったり、委員会そのものの代表性に疑問符をもたれる等の課題意識は非常に大きなものとなっている。以上のような問題打開策の一つとして、メディエーション技術を持った第三者の起用が効果的に機能するケースも少なくない。しかし、現在我が国では、このような中立的な立場の第三者起用による合意形成プロセスが十分に体系化・制度化されていないのが現状である。一方アメリカでは、こうした合意形成プロセスとして、「コンセンサス・ビルディング(CB)」と呼ばれる手法が体系的に整備され実践されている。そこで、本稿では、我が国における初めての本格的CBプロセスの試行として実施した「北常三島町交差点交通安全方策検討委員会」の設立・運営について報告する。

2. CB プロセスの概要

CBプロセスは、基本5段階によって構成されている(図1)。第1段階の関係者分析(紛争アセスメント、ステークホルダー分析とも呼ばれる)では幅広い聞き取り調査に基づき関係者、課題、委員会開催可能性についての評価が行われる。第2段階は合意プロセス設定と役割設定であり、委員会開催の前提条件、目的、参加すべき関係者、組織構成、検討プロセスの明確化が行われる。第3段階は検討委員会による審議であり、実際に委員会を開催し話し合いが行われる。第4段階は提案のとりまとめであり、提言書を取りまとめる。第5段階は委員会による事業の監視であり、提言内容の具体的事業化の進捗状況が監視される。そして、全ての段階を行政機関と

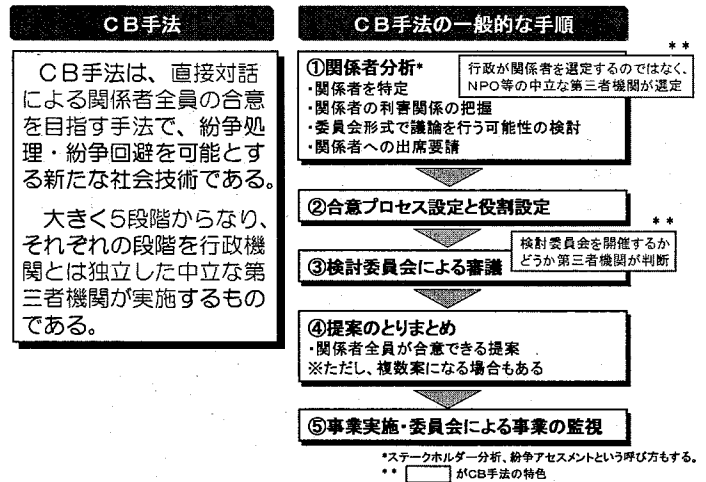


図1 CBプロセスの概要

は独立した第三者機関が主導的に実施するのが特徴である。

3. 対象事例の概要

徳島市北常三島町交差点は、国道11号と県道39号徳島鳴門線及び市道が交わる交差点である。交通量は昼間12時間で約62000台の自動車と5000台の自転車が利用するとともに、事故危険箇所指定されている交差点である。また、近くに市民病院等が立地しているため、市民の関心も比較的高い交差点といえる。そこで、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所では、CBプロセスを適用し、第三者機関による合意形成を諮り、事故対策案を取り纏めることとなった。

4. 事例報告

①関係者分析

「関係者分析調査」は、図2のような実施体制のもと、約2ヶ月間の調査・分析・内容確認等の作業が行われ、平成17年3月に「最終報告書」として委託者に提出された。具体的には「関係者聞き取り調査」として、直接ヒアリングと新聞折り込みチラシ、HPを利用した意見募集を行い、76名からの意見収集が行われた。また「関係者分析結果」として、主要な交差点の課題を取りまとめるとともに、委員会等への

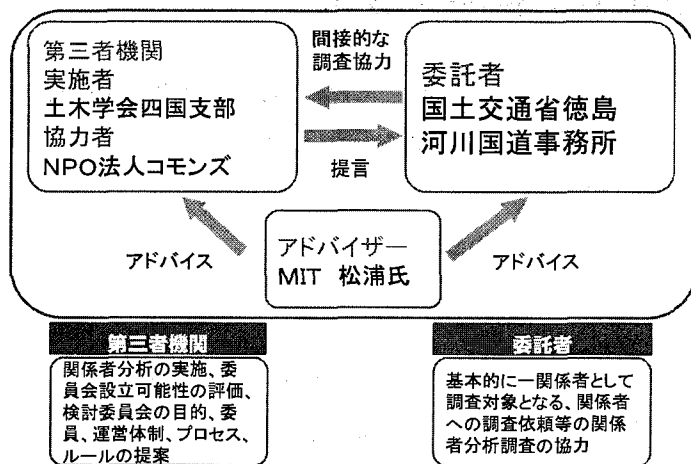


図2 関係者分析の実施体制

参加が望ましいとされるステークホルダーの種類が第三者機関によって提案された。さらに「委員会等開催のための提言」として、関係者分析調査を通し、対立が見られる利害関係が若干存在するが、調整を通じ市民参加型の委員会により誰もが納得できる改善策が発見できるとの可能性評価と委員会体制案、委員会プロセス案、委員会規約案を提案した。

②合意プロセス設定と役割設定

検討委員会は、関係者分析調査チームの作成した委員構成案にもとづき、国土交通省から委嘱された21人の委員により構成されるとともに、表1のような関係者の代表者によって構成された。

表1 検討委員会・委員構成

交差点利用者	歩行者（一般・児童・高齢者・障害者）、自転車利用者、マイカー利用者、交差点周辺事業者、交通事業者
道路管理者・交通管理者	国道管理者、県道管理者、市道管理者、交通管理者

検討委員会の運営事務、司会は、関係者分析調査（最終報告書）の提案にもとづき、第三者機関が担当することとなった。このため、関係者分析調査の実施者である（社）土木学会四国支部が、検討委員会を運営する第三者機関として、NPO法人コモンズを推薦・提案した。なお、NPO法人コモンズの推薦理由としては、徳島県内のNPO法人で唯一、「第三者」「合意形成」が設立趣意に含まれていることが挙げられた。さらに、第三者機関として推薦を受けたNPO法人コモンズは、検討委員会に対し、交通工学等の技術的専門知識に関するアドバイスを第三者的立場から行う「技術検討チーム」の設置を提案した。以上のような手続きのもと、図3のような委員会の

・社会的合意形成を専門とする第三者機関が委員会を運営
・大学関係者等の交通専門家とコンサルタントによるワーキンググループで構成される「技術検討チーム」を別途設置

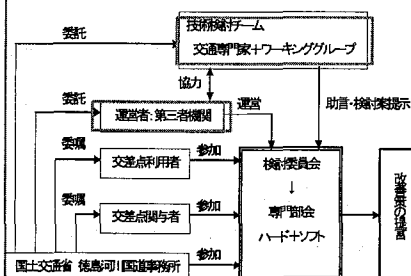


図3 検討委員会の枠組み

枠組みが第1回検討委員会において全会一致で承認された。

③検討委員会による審議

計4回の検討委員会（第2回～第5回）において実施された。審議の経過については「検討委員会便り」を通じ交差点近隣住民に広報するとともに、一般の傍聴を受け付けることで透明性を確保した。検討委員会の経過の概要を表2に示す。

④提案の取りまとめ

第4回検討委員会の審議結果を受け、第三者機関であるNPO法人コモンズが中心となり提言書の案を作成するとともに、第5回検討委員会において協議の上、全出席委員の同意を得た上で、その場で委託者に提出された。なお、提言書には、「自転車横断帯の前出しと隅切り半径の縮小」をはじめとした「早期に実施可能と考えられる交通安全方策」8対策、及び「引き続き検討すべき課題」が提言された。今後、平成18年度から国土交通省が関係機関と調整を行い、具体的な対策を実施することになっている。

表2 検討委員会の経過の概要

回数	開催日	議事の概要
第1回	平成17年7月22日	・関係者分析調査の経過説明 ・検討委員会について ・委員会運営について
第2回	平成17年9月2日	・前提となる技術的諸条件について ・聞き取り調査で明らかにされた交差点の問題点について ・対応すべき交差点改善項目
第3回	平成17年10月6日	・交差点改善策の検討方法について ・交差点改善メニューについて
	平成17年10月～11月	・交差点改善メニューに対する委員へのアンケート調査を実施
第4回	平成17年11月18日	・アンケート結果について ・交差点改善対策の関係図（案） ・交差点改善策（案）の懸念事項
第5回	平成18年2月10日	・提言（案）の作成経過について ・提言（案）の内容検討